

会議の名称	令和3（2021）年度第1回門真市文化財保護審議会
開催日時	令和3年8月13日（金） 午後2時から午後3時10分まで
開催場所	門真市役所 別館3階 第3会議室
出席者	（委員）李委員、笠井委員、呉林委員、櫻木委員 【出席人数 4人 / 全4人中】
議題 （内容）	・門真市文化財保護審議会委員委嘱 ・門真市立歴史資料館の事業報告について ・門真市内の文化財の状況について
傍聴者数	0人
担当部署 （事務局）	（担当課名）市民文化部 生涯学習課 歴史資料館 （電話）06-6908-8840（直通）

【事務局】

定刻になりましたので、令和3（2021）年度第1回門真市文化財保護審議会を開催いたします。開会に先立ちまして、資料の確認をいたします。まず、

資料1「門真市文化財保護条例」

資料2「門真市文化財保護条例施行規則」

資料3「門真市文化財保護審議会会議公開要領」

資料4「歴史資料館事業報告」

資料5「門真市文化財ガイドブック」1冊

資料6「門真の歴史散策カドマップ」1部

以上です。資料に不足はございませんでしょうか。

それでははじめに、門真市市長、宮本一孝よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いたします。

【市長】

皆さんこんにちは、門真市長の宮本でございます。

令和3（2021）年度第1回門真市文化財保護審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、皆様におかれましては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に色んな場面でご尽力を賜りまして、感謝を申し上げる次第です。現在も緊急事態宣言下の中、このような形でご参加賜りまして、感謝を申し上げる次第です。本日は当審議会にご出席賜るとともに、委員へのご就任につきましても、ご快諾いただきましたこと、誠にありがとうございます。

近年の文化財に関することとなりますが、本市におきましては昨年の6月から今年3月にかけて、旧第一中学校跡地、普賢寺遺跡の発掘調査を実施いたしました。多くの埴輪や中世の瓦、また密教法具などが出土した、ということであります。私も昨年、発掘探検ツアーに参加させていただきまして、中の様子とかをですね、色々見せていただきながら説明をしていただきました。古い井戸の跡も見せていただき、この辺りに昔の方々がこういう風に生活してきた形が今も残されているのだなど非常に感心いたしました。

また、大阪府におきましては、百舌鳥・古市古墳群が令和元（2019）年に初めてユネスコの世界文化遺産に登録されました。色んな面で観光であったりとか、大阪の魅力の向上に大きく繋がっていくものと思っております。

文化財保護法の一部改正によりまして、これまでの文化財保護のみならず、地域の実態に合わせた多様な活用につきましても重点が置かれる、ということでもあります。

本市におきましては、文化財保護と活用に関しまして、より一層、市民と一体となるよう、令和2（2020）年度より業務の担当部局を教育委員会から市長部局へ移行いたしました。あわせまして、2（2020）年9月に門真市文化財保護条例を制定し、当審議会を開催する運びとなりました。

本日は、今年4月に委員の委嘱をさせていただいてから初めての開催でありまして、任期2年間にわたりまして皆様には何かとご指導・ご助言を賜りまして、本市の文化財行政の推進に繋げてまいりたいという風に考えておりますので、よろしく願い申し上げまして、私からのご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。引き続きまして、各委員の方々に対しまして、市長より委嘱状を交付いたします。任期は令和3（2021）年4月1日から令和5（2023）年3月31日までの2年間となっております。準備いたしますのでお待ちください。

【市長】

<委嘱状交付>

【事務局】

ありがとうございました。

これにて、委嘱状の交付を終了いたします。宮本市長におかれましては公務のため、ここで退席させていただきます。

【市長】

では、よろしく申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

<市長退席>

【事務局】

それでは門真市文化財保護審議会の出席者について、ご紹介いたします。
まず、審議会委員をご紹介いたします。
学識経験者の八尾市立歴史民俗資料館 学芸員の李委員でございます。

【李委員】

李でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

学識経験者の大阪国際大学 国際教養学部 教授の笠井委員でございます。

【笠井委員】

笠井でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

次に市民代表の門真市市民学芸員 会長の呉林委員でございます。

【呉林委員】

呉林です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

学識経験者の高野山大学 文学部 准教授の櫻木委員でございます。

【櫻木委員】

櫻木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

次に事務局の出席者を紹介いたします。

<事務局紹介>

門真市文化財保護条例施行規則第 21 条におきまして、本会議の開催は委員の過半数の出席を必要としております。本日は委員 4 名中 4 名の出席により、本会議は成立しておりますので、ご報告いたします。

本日の進行においては、お手元の次第のとおりでございます。

会長が決定するまで、引き続き事務局が進行させていただきますのでご了承ください。

なお、門真市文化財保護審議会会議公開要領に基づき、会議は公開するとしておりますが、不開示情報に該当する情報を審議する場合には、会長は会議に諮り、会議を公開しないことができることとなっているので申し添えます。

次の案件として、文化財保護審議会の会長及び副会長を選出したいと思えます。門真市文化財保護条例施行規則第 20 条に基づき、会長及び副会長は、委員の互選により定めるとしていることから、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思えます。

どなたかご意見をいただけますでしょうか。

【櫻木委員】

大変僭越ではございますが、会長には他市の文化財保護審議会委員を歴任しておられ、なおかつ文化財行政に大変明るい笠井委員を、副会長には市民学芸員として長い間、門真市で活動しておられて、門真市の文化財にも大変造詣の深い呉林委員をご推薦申し上げたいと思えますけれど、皆さまいかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。ただいま、会長には笠井委員を、副会長には呉林委員をといてご意見がございましたが、本件についてご賛成の方は拍手をお願いいたします。

<拍手多数>

ありがとうございます。それでは、賛成多数により門真市文化財保護審議会の会長を笠井委員、副会長を呉林委員に決定いたします。

それでは、笠井委員、呉林委員はそれぞれ会長席、副会長席を設けますので、そちらへの移動をお願いいたします。また、これ以降の進行を会長をお願いいた

します。

【笠井会長】

よろしいでしょうか。

ただいま会長にご推薦いただきました笠井でございます。よろしく願いいたします。審議が滞りなく進みますように委員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。それでは始めたいと思います。

はじめに、当審議会は審議事項等を一般に公開することといたします。委員の皆様にはご承認いただけますでしょうか。

【委員】

<異議なし>

【笠井会長】

ありがとうございます。それでは続いて事務局より、門真市の文化財を担当しています門真市立歴史資料館の事業について、報告をお願いいたします。

【事務局】

では、私の方からご説明させていただきます。

門真市の文化財に関する事業はすべて歴史資料館において行っております。ここでは主だったものについてご報告させていただきます。お手元の資料4と、本日、ディスプレイに写真をご用意しましたので、ご覧いただきながら報告をお聞きいただければと思います。

令和元（2019）年10月より、以前の本館から現在の場所に拠点を移してまいりまして、歴史資料館の入館者数は令和元（2019）年度が2,675名、2（2020）年度が2,246名、3（2021）年度は7月末現在で419名となっております。

なお、令和元（2019）年度は7月から9月まで資料館外周ブロック塀の改修工事のため、令和2（2020）年度は4月から5月まで、令和3（2021）年度は4月から6月まで、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言のため、臨時休館といたしました。

現在、歴史資料館においては、常設パネル展「幣原家の足跡を訪ねて」と通史展「かどま歴史探訪－収蔵品でたどる門真の歴史－」の展示を行っており、毎年、春と秋には特別展を開催しております。ただし、令和2（2020）年度と3（2021）年度の春の特別展は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言のため臨時休館となり、開催できませんでした。

令和2（2020）年度及び3（2021）年度7月末までに歴史資料館が行った事業

は、令和2（2020）年10月7日から12月6日まで、令和2（2020）年度秋季特別展示「人とモノを運ぶー資料が語るむらとまちの交流史ー」というテーマで、枚方市立枚方宿鍵屋資料館・淀川資料館・鴻池新田会所と4館の合同で展示会を開催いたしました。続いて、令和2（2020）年12月10日から令和3（2021）年3月28日まで、パネル展「大塩平八郎の乱と茨田郡士」を開催いたしました。令和3（2021）年度春季特別展は「普賢寺遺跡発掘調査速報展」を開催予定でしたが、臨時休館となりましたため、オンラインによる展示に切り替え、「門真歴史探訪」として門真市公式YouTubeにて動画配信を行っております。

また、市有施設を会場に行った展示として、令和2（2020）年1月19日から同年11月5日まで、門真市民プラザ及び市立図書館本館において、市民学芸員と協働で巡回展示「なつかしい門真の風景」を、また令和2（2020）年8月28日から同年12月17日まで、市民交流会館中塚荘において、博物館実習生と協働で写真展「門真の文化財」を、それぞれ開催いたしました。

歴史資料館学芸員による普及啓発活動といたしましては、令和3（2021）年2月13日に市立文化会館主催の「かどまオープンカレッジ 大塩平八郎と門人たち」を、3月12日には大阪府文化財愛護推進委員の寝屋川地区委員主催の「ねやがわ市民歴史講座 門真の文化再発見！かどままち歩き」を、また7月2日には門真みらい小学校4年生に「かどまの魅力を探しましょう」というテーマでそれぞれ講演を行いました。さらに、門真市民文化会館ルミエールホールの依頼で、「るみネット わたしたちの町かどま」、また京阪ホールディングス株式会社の依頼で、「京阪沿線カフェ かどまの魅力を再発掘～その歴史をひもとく～」というテーマで動画配信に出演いたしました。ほかに、生涯学習課が実施した「放課後まなび舎 Kids」に講師として市内小学生に出張授業を5回行いました。

歴史資料館では、広く市民とともに郷土の文化や歴史遺産を継承するため、平成28（2016）年度より市民学芸員という制度を設け、古文書や民具の整理、市内を巡見するなどの活動を行っておりますが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、概ね中止となってしまいました。さらに毎年、博物館学芸員実習生を受け入れており、令和2（2020）年度は学生3名が実習を行いました。

続きまして埋蔵文化財のことをご報告させていただきます。

令和2（2020）年度は文化財保護法に基づく発掘届は前年度の40件より増加し、62件の提出を受け、1件の本発掘調査、1件の試掘調査を実施しました。

令和2（2020）年6月1日から令和3（2021）年3月31日まで、京阪電鉄古川橋駅北側の旧門真市立第一中学校跡地で門真市生涯学習複合施設の建設に伴って、普賢寺遺跡の発掘調査を実施しました。調査の結果、古墳の周溝とみられる溝や中世の大型掘立柱建物跡などが検出され、大阪府指定有形文化財と同種

と思われる金銅製の密教法具などが出土しました。現在調査成果を整理中で、令和4（2022）年6月に発掘調査報告書を刊行予定です。発掘調査中には8月7日に「夏休み発掘探検ツアー」として小中学生及び保護者、関係者を対象に見学会を行い、26名の参加者がありました。11月18日には現地説明会を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため関係者限定で行い、52名の参加者がありました。

現在、令和3（2021）年8月2日から9月上旬までの予定で、京阪電鉄西三荘駅前の元町遺跡の発掘調査を実施しており、令和4（2022）年度末に発掘調査報告書を刊行予定です。報告は以上です。

【笠井会長】

ありがとうございます。ただ今、事務局の方からの事業報告が終わりましたが、何かご意見やご質問はございますか。

【櫻木委員】

いま事務局の方からご説明もありましたが、その中で市民学芸員の活動もご紹介ありました。平成28（2016）年度より、市民学芸員の会長として活動されてこられた呉林副会長の方から市民学芸員の活動について御披露いただければ。

【呉林副会長】

僭越ながらお話をさせていただきます。

市民学芸員は、資料館の方から市の広報で募集がありまして、講座を受講したのち、市民学芸員として活動することができるというものです。

コロナがあつてこの1、2年はなかなか活動もできていないところが非常に多いです。活動をやろうかなというと、すぐにコロナで中止という具合です。この1年半くらいは活動ができていないですけど、何とかやっ払いこうと常松先生と相談しながら、進めているところであります。

前段が長くなりましたけど、市民学芸員はどういうことをやっているのかということでもありますけど、会員は一応40人近くいます。見学会や講演会などは40人全員で活動いたしますが、あとは3つの部会に分かれまして、一つ目は古文書の部会、二つ目は考古などの部会。これは収蔵品や遺物の確認とか整理などを行っています。三つ目は、市内の巡見の部会。この部会は市内の文化財あるいは古い街道などの巡見、あるいは門真市内の史跡などを回って確認をし、会員同士の知見を深めるために研究をしています。この3部会で現在、運営をしています。

まず、古文書部会は古文書の整理ということで色々やっておることと、それから古文書の解読もやっております。まだまだ門真市内の古民家には古文書が残っていますので、それらを探して解読したり、古文書の整理をしています。

それから考古学、あるいは収蔵庫の整理を活動の中でやりながら、収蔵庫にある色んな資料について、それぞれの研究をやっています。民俗資料なども収集して行って、これは、古民家から出てくる民俗資料なんか資料館に寄贈されるので、次第に増えてきています。それらも整理しております。

3つ目の市内巡見は市内の歴史的資料を確認したり、古い街道、道標などの調査もやっております。それらを写真撮影して、その保存もやっていこうということで、そうした取り組みもやっております。市内で保存すべき景観とかありますね、これ残していったらいいのではないかなとか検討する場合、昔の写真は参考になります。この風景がどこか探すのは大変なことなので、これらを記録保存する取り組みです。

それから歴史地図なども作りたいと考えています。資料館に立派なものがありますが、それを頼りにもう少し我々なりにもっと見やすい、子供たちにも分かるような歴史地図を作っていったらいいのではないかなと、私自身思っております。

そんなことを3部会で取り組んで今まで進めてきましたので、これから早くコロナが落ち着いて活動できたらいいなと思っています。それから3部会の活動をやっぱり知ってほしいということで、今のところ取り組む内容を常松先生と相談しながら進めているのですが、資料館の玄関入り口にパネルを置いて3部会の報告を掲示板に貼って、「こんなことをやっているんだ」と市民にそういう活動の周知もやっていきたいなと、先生と相談しながら始めようかなと思っています。

活動を皆さんに聞いていただいたのですが、資料館で我々ボランティアが活動しながら、もっとできることはないだろうかと考えております。以上です。

【李委員】

市民学芸員の方40名ほどいらっしゃるということですが、上は80代の方もいらっしゃるのでしょうか、70代くらいでしょうか。

【事務局】

そうですね、70代くらいの方が中心になると思います。80代の方は数名おられたかと思います。

【李委員】

逆に若い方で60代の方が入ってらっしゃるというのはないですか。

【事務局】

おいでになられたと思います。

【李委員】

じゃあ現役世代ですね、まだ。

【事務局】

はい。

【李委員】

私どもの館でもボランティア組織があるのですが、やはり年々、高齢化問題というのがついてまわっておりまして、高齢化になると下から若い方が入ってくださらないので、なかなかある一定のところまでいきますと活動が鈍化するといいいましょいか、そういった傾向にありますので、ちょっとどれくらいの年齢層の方で構成されているのかというのをお尋ねしたかったので、お尋ねさせていただきました。

【呉林副会長】

そうですね。やはり若年層がもっと多ければよいのですが。しかし、仕事をされている関係上、活動する日が決まっていますので、そういうわけにいかないです。

【笠井会長】

事業全体については大丈夫ですか。

【李委員】

はい。少人数で資料館の方もやってらっしゃって、展示のみならず、出かけて行つての普及活動もしておられているようですので、本当にバラエティに富んだ、多岐にわたつた活動をなさっておられるなあと感じて、感心して拝聴していたところでございます。

【笠井会長】

それでは私からですけれども、埋蔵文化財について浅井さんからお話を聞かせてもらったのですが、古川橋駅の北側の普賢寺遺跡の現地説明会に行かせてもらいましたが、大型掘立柱建物跡ありましたよね。あれずっと気になっていたのですが、今のところあの建物跡はどういう性格のものだと一般的に考えられているのですか。

【事務局】

あの掘立柱建物跡の年代は平安時代の後期ではないかと大阪府文化財センターの担当者が言っておりまして、お寺の建物というには、基壇とか礎石というものがみつかっておりません。普賢寺だったとしたらお寺が建てられる前に建てられた大型の建物ではないか、いわゆる仮設の建物のような性格を持っているのではないかというような予想をしていました。

【笠井会長】

あの調査自体は市独自ではないですね。

【事務局】

市が大阪府の文化財センターに委託して実施したものです。

【笠井会長】

ずっと気になっておりまして。あの建物は一般の集落の大きな建物ではないと思っていました。だから、お寺関係かなって思っていました。

【事務局】

お寺の建物にしては少し疑問が残るという見解があります。

【笠井会長】

あの建物があつたところは生涯学習施設を造られる予定ですか。保護する予定、保存する予定はないのですか。

【事務局】

予定はありません。

【笠井会長】

そうですか。何らかの処置もしないのですか。

【事務局】

完全に埋め戻されました。保護措置はしておりません。

【笠井会長】

分かりました。

ほかにご意見ありますか。副会長から。

【呉林副会長】

普賢寺遺跡で出てきたものがあるのなら、市で保存はしてほしいな、という気持ちはあるのですが、それは個人的な意見でして。まだまだ門真市内で発掘したいな、というところがありますよね。今、地震の跡が出てきた西三荘駅前を発掘していますよね。

【事務局】

昔、実施したパナソニック株式会社の敷地内の調査で、慶長地震の跡が見つかっております。今回の試掘調査でも多くの遺構や遺物が見つかっております。

【呉林副会長】

これからもっと調べないといけないことが出てくるでしょうね。

【笠井会長】

では、次の案件の門真市内の文化財の状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、門真市はこれまで文化財に関する業務を門真市教育委員会が担当してまいりましたが、令和2（2020）年4月1日より、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、門真市事務分掌条例を改正し、文化財の保護にかかる業務を教育委員会から市長部局に移管いたしました。

門真市は文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、法または大阪府文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に所在するもののうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、市民の文化の向上に資するとともに郷土文化の発展に貢献することを目的として、門真市文化財保護条例を制定し、同年12月1日付けで施行しました。

門真市文化財保護条例は全6章、21条からなっておりまして、同施行規則は全5章、26条で構成されております。これらの規定に基づき今回、はじめて文化財保護審議会を開催する運びとなりました。

本条例の特徴といたしまして、第3章で門真市地域文化財について規定しております。地域文化財とは市の区域内に所在する文化財で、国、大阪府または門

真市による指定を受けたものを除いた文化財のうち、市民生活及び地域に根ざして受け継がれ、保存及び活用の必要があるものを登録するものであります。令和3（2021）年度の募集は既に終了いたしました。申込みはございませんでした。

門真市では一般向けに『門真市文化財ガイドブック』と歴史散策カドマップを発行しており、この2点で市内の主な文化財を把握していただけるようになっております。さきほど呉林副会長からありました、慶長地震の跡のお話ですが、それもガイドブックの西三荘遺跡のところに写真を載せておりますので、またご覧ください。

門真市に所在する国、大阪府の指定文化財は、歴史散策カドマップに一覧を掲載しております。なかでも国指定天然記念物の薫蓋クスと国登録有形文化財及び大阪府指定有形文化財を有する願得寺は、門真市でも有数の名所となっております。

なお、本市所蔵ではありませんが、門真市関連の文化財といたしましては、昭和38（1963）年に京阪電鉄大和田駅構内の工事中に発見されました「門真野口銅鐸」があり、現在は千葉県佐倉市にごぞいます国立歴史民俗博物館の所蔵となっております。また、昭和59（1984）年に普賢寺遺跡の発掘調査で発見された大阪府指定有形文化財の「金銅僧形坐像及び金銅密教法具」がありまして、現在は大阪府教育委員会の所蔵となっております。

今後、審議委員の皆様方には市指定文化財の指定についてご議論いただくこととなりますが、指定されていない文化財として、お手元のガイドブック9ページをご覧くださいまして、9ページに掲載いたしました門真市唯一の古墳である普賢寺古墳とその出土埴輪などがごぞいます。また、ガイドブック15ページには大塩平八郎の乱に参加した茨田家を取り上げておりますが、同家に伝来した古文書や五月の節句に飾られたであろう節句のぼり、節句のぼりの方は歴史散策カドマップに一部分を写真掲載しております。

当方といたしましては、これらの文化財を市指定有形文化財の候補とさせていただきます、なかでも平成12（2000）年の発掘調査で出土し、6世紀前半の本市域の古墳時代を明らかにするであろう、大変貴重な遺物である「普賢寺古墳出土盾持人埴輪」の指定をご検討いただければという具合に考えております。詳細につきましては、次回以降の審議会において、ご議論をお願いする次第であります。私の方からは以上です。

【笠井会長】

事務局の説明が終わりました。何かご意見やご質問はありますでしょうか。

【李委員】

意見や質問ということではないのですが、今、事務局の説明にございました茨田家の節句のぼりが門真市の歴史資料館の方に寄贈されています。そちらの節句のぼりが門真の歴史散策カドマップに載っていますが、これはごくごく一部です。節句のぼりは長さが990cmですから10m近くになりまして、幅が125cmもある大変大きな節句のぼりです。馬上の豊臣秀吉とその後ろに賤ヶ岳の七本槍の武将が描かれています。

この節句のぼりを10年以上前に調査させていただいたのですが、その時にも思ったことですが、節句のぼりってというのは馬上の豊臣秀吉とその馬持ちを一人描くというのが一番シンプルなパターンです。それに加藤清正が付いたりですとか、側近の周りの武将が一人増えるごとに制作費がはね上がっていくんです。ですので、賤ヶ岳の七本槍のこのシーンを描いた、この節句のぼりというのが大変裕福なご家庭でないと作れないのだなあということとその時につくづく感じました。

その後も節句のぼりの調査は続けて継続してやっているのですが、現在、河内で節句のぼりを14流調査いたしまして、そのうち署名があるものが半分くらい、6流あります。そのうち4流に「重信」という落款、署名がありまして、この門真の賤ヶ岳の七本槍の節句のぼりが1流、私どもの八尾市内で個人の方がお持ちなのが1流、安中新田会所跡旧植田家住宅という文化施設が八尾市内にございますけれども、そちらで所蔵しておられるのが2流あります。

この「重信」という人がどういった人物なのか、どういった集団なのかというのは、まだ突き止められていないのですが、かなりの頻度でこの「重信」の署名なり落款が据えられている節句のぼりが河内地域で出ているということはちょっと面白いかなと思ひまして、今後も節句のぼりの調査を続けていこうと思ひています。

特にいろんな節句のぼりを拝見した中でも、特にこの茨田家から寄贈された節句のぼりというのはかなり豪華で、しかも資料として状態もすごく良好です。全くネズミにかじられたりとか、そういった破損とか汚れもなく、大変保存状態も良かったということもありますので、今後も門真の歴史資料館の方で大切に保存されることを願って、感想のようなものでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

【笠井会長】

お聞きしたいのですが、この節句のぼりっていつの時代のものですか。

【李委員】

茨田家から寄贈されてはいるのですが、いつのどなたの初節句の時につくられたものであるのかはなかなか言いにくいのですが、糸の感じからしますと手紬の時代の糸、縦も横も使っていますので、幕末とか江戸時代の終わりぐらいはいくのじゃないかなと思います。なかなか制作年代を書いておりませんので、難しいのですが、糸の感じは縦も横も手紬糸使っていますので、幕末まで遡るかなあという感じです。

皆さんよくご存じの通り、時代がどんどん下ってまいりますと工場、機械で紡がれた紡績糸が混じってまいりますので、明らかに縦も横も手紬糸なので。紡績糸が盛んに使われるようになるのは明治30年代後半からなので、それ以前であることは間違いなしと思うのですが。

【笠井会長】

河内木綿ですか。

【李委員】

そうですね。

【笠井会長】

あとは櫻木委員、古文書でいかがですか。

【櫻木委員】

そうですね。今、のぼりのお話も出ましたので、茨田家の古文書と合わせてという感じでしょうね。そういうものとして調査もこれから進む方が。ある程度、調査をしておられると思うのですが、さらに細かな調査が必要かなあという感じもしますね。調査を進めることで、その頃のその辺りの何か見えてくるものもあるでしょうから、という気がしますね。

【笠井会長】

私から。これ最初にさっき言われた大和田駅のところの銅鐸ですけども、私は大和田銅鐸とずっと言っていたんですが、門真野口銅鐸というのですか。

【事務局】

そうですね。今は大和田銅鐸と言われていますね。

【事務局】

ガイドブック39ページをご覧いただけたらと思うのですが、そこでは当時の

地名から、門真野口銅鐸と。

【事務局】

当時の地名では門真野口銅鐸というようになっています。

【笠井会長】

大和田銅鐸って一般名称ですか。私ずっとそう思っていたので。

【事務局】

すみません。ちょっと確認できていません。

【笠井会長】

これ今、歴博（国立歴史民俗博物館。以下、同じ）にありますよね、レプリカとかは門真市でお持ちですか。

【事務局】

そういったものはないです。

【笠井会長】

大和田駅の構内に解説のパネルがありますね。

【事務局】

市内各所に説明板を設けておりまして。大和田駅の改札を出たところに説明板を設置しております。

【笠井会長】

これ今、歴博にあるのですが、歴博に行った経緯とかご存じですか。

【事務局】

昭和 38（1963）年に出土した時に京阪電鉄の方から門真市に引き取り依頼があったということですが、その時、門真市が断ったので、歴博に売却されたというようなことをさきの担当者からは聞いております。

【笠井会長】

先々のことと思うのですが、これは門真としては大変大事なことと思うので。例えば、銅鐸のレプリカを作って資料館に展示されるとかいかがでしょうか。

そういうケースは結構多くて、歴博とか東博（東京国立博物館。以下、同じ）とかがお持ちの地域の文化財があるのですが、最近、それらをレプリカにして地域でまた展示しようという動きがあります。文化財の里帰り、是非これは重要なことだと思うので検討していただきたいです。

【呉林副会長】

そのものを返却というのはないのですか。

【笠井会長】

それはないですね。歴博としては一旦手に入れたものは絶対返しません。

もともと歴博自体は何も持っていないわけですよ。全国からそういう、何かの形で入ってきたものは、一旦手に入れたものは返さないですね。

その場合は出てきた地域がレプリカを展示すると。「現物は歴博にあるよ」というように表示をするという、それだけでも意味はあるから。

【呉林副会長】

それだったら現物の方がいいですよ、もし返してもらえるものなら。

【笠井会長】

それはあり得ないです。まあ、そんなもんなんです。

もし、それが例えば東京国立博物館でも、地域からの返還運動みたいなものが起こったら、東京国立博物館は何もなくなってしまうのですよ。そういうことから今の状況としてはあり得ないですね。

指定文化財の候補についてほかに何かありますか。今二つ、節句のぼりと古文書の話が出たのですが、ほかに何か候補があったら教えていただきたいのですが。

【櫻木委員】

ゆくゆくは普賢寺の調査で出土した密教法具、現在、かつて出たものは大阪府の有形文化財に指定されていますけれども、こちらのマップでも弘法大師像と考えられていると書かれている金銅僧形坐像ですが、今、会長がおっしゃっていましたように、今は大阪府に所蔵されていますけれども、一旦里帰り展をやるとか、あるいはレプリカという形で、やはり遺構自体の保存がなかなか難しいということであれば、そういった形でせめて、今回出た密教法具、蓋になると思うのですが、これもゆくゆくは指定されませんか。

あと柿経、ガイドブック 8 ページの柿経を見ていると、摩訶波闍波提比丘尼さ

んのが書かれています。私も拝見しましたがけれど、八尾市の弓削寺跡からも尼と書いた墨書土器が出ていますので、河内一帯というのは女性、尼さんが主体となってこういった仏教を支えていたというのが分かるような、一つの面白い貴重な資料だとも思いますので。尼の実態ってなかなか分からないですけどね。そういう意味ではあえてこういう柿経の摩訶波闍波提比丘尼のくだりが出てくるところが、そういった意味では非常に貴重なものだと思います。

また、この河内地域は近世以降また密教が非常に盛んになっていく地域になりますので、その先駆けといいますかね、そういう意味では、普賢寺遺跡が非常に重要な遺構、遺跡だと思われまますので、こういったものもこれから様々な調査、細かい調査が必要になってくるだろうと思います。門真にこういった古いお寺があったというのは、あまりご存じないだろうと思いますので、そういう意味では、せめて遺物に関しては残していく必要があるのかなという気がします。

【笠井会長】

この密教法具というのはどこにあるのですか。

【事務局】

大阪府教育委員会の調査で出たものは、大阪府教育委員会の堺の事務所にあると聞いております。今回出た蓋に関しましては現在整理中ですので、大阪府のセンターにありますけれども、整理が終わりましたら門真市に返ってまいります。

【櫻木委員】

護摩を焚いた、焼けた跡なんかは出ていませんか。

【事務局】

焼土などは今回は出てないですね。

【笠井会長】

この密教法具はもう大阪府の指定文化財になっているのですね。

【事務局】

そうです。

【笠井会長】

府が調査されたのですか。

【事務局】

そうです。

【笠井会長】

府が調査をされたのならば、なかなか厳しいですね。でも大阪府に置いていても、ほとんど収蔵庫に入ったままで展示されないですよ。それをどうするか、ですね。わかりました。

今回の出てきた蓋なんかは、またいずれ市指定文化財として考えておられるのですかね。

【事務局】

そうですね。先ほど申し上げましたように、我々としましては、一つ目は普賢寺古墳の盾持人埴輪を。この後のスケジュールについても、審議委員の先生方をお願いしたいと思っていますのですが、考古資料を指定していただいたら、次は民俗であったり、古文書であったり、違う分野を指定していくようなローテーションでお願いできればと思っています。その際には候補の一つとして。報告書も来年でき上がるようですし、それを踏まえまして、市指定にふさわしいかどうかを再度ご審議いただきたい、という具合に思っております。

【笠井会長】

この間、調査をやった普賢寺遺跡のところに生涯学習施設を作る計画に変更はありませんか。

【事務局】

変更はありません。

【笠井会長】

そこの一角に普賢寺遺跡のコーナーを作って、資料館じゃなくてね。普賢寺のもあるので大阪府からこれを借りてきて、この間やった調査の成果と合わせて、展示コーナーみたいのを作られたらどうか、とか思ったりしていたのですけれど。

【事務局】

複合施設の建設のコンセプト、考え方といいますか、検討している中では複合施設は図書館と文化会館機能の二つを持っております。その中の図書館におい

では、郷土資料コーナーといいますか、郷土資料ゾーンというのを設けたらどうかというのを計画上立てておりますので、その中で「この辺にはもともとこういう遺跡があった」というのは展示できるのかなあと考えております。

【笠井会長】

あった方がいいですね。できるだけ現地というか遺跡に近いところに展示施設があるっていうのは、今の流れで例えば、名前は出せないのですが、ある地域でスーパーを作ったときに、遺跡が出てきて、お城跡が出てきたのですが。スーパーの一角に展示コーナーを作るみたいな、そういう形にしてスーパーに来た人が見ることができるみたいな、そういう形の方がやっぱり、より市民に近い存在かなあと、そういうのもありかと思ったのですよ。

普賢寺はずっとそう思っていました。先ほど大型建物にこだわる理由もそういったところで、あれは普通の一般の集落というものではないと思うので、もっと評価されていていいものだと思います。例えばですよ、設計は済んでいるのですか。

【事務局】

これからです。

【笠井会長】

そしたら建物の場所を一階のどっかに表示するとかですね、そういうことも含めて「ここにこの建物があった」ということだけでもね、一応示すだけでもやっぱり意味があるかなあって思ったりしますし。できることなら、大阪市の高床倉庫群のように、現地保存みたいなのをするとかですね。できる限り表示されたら面白いかなあと思います。

ちょっと話しすぎましたけど、ほかに何かご意見とかおありだったら。市民の立場から「これは指定してよね」とかありませんか。

【呉林副会長】

なかなか指定というのも難しいのですが、ほかの市でもやっておられるかもわからないですけどね、門真市にも数は少ないけど、道しるべ、道標なんかもね、残っています。古い街道のところに立っている、あるいはなくなっているものもあるし、折れてしまっているものもあるのですが、それらも何らかの形で残していくこともやっていっていいと思うのですがね。

【笠井会長】

道標がどこにあって、どう立っているとか調査されたことありますか。

【呉林副会長】

ほとんど分かっていますよね。

【事務局】

そうですね、それは実は市民学芸員の皆さんと歩いてですね、道標を調べる予定にはなっております。現在、大まかな位置は把握しておりますので、今後詳細な寸法を取ったりとか、拓本は難しいかもしれませんが、文字とか起こしまして。それは先ほど副会長がおっしゃったみたいに、そういう道標なんかを歴史地図に落としていくような計画を実は副会長とは以前から話してまして。コロナの状況で街道を歩けなかったものですから。計画としては市民学芸員さんと協働でやっていく計画を立てております。

【笠井会長】

特に道標は今わかっている位置の確認と、ちゃんとそこにあるかというのを市民の人はいつも見て、なかったら「あっ！」と気が付いたときには壊されて、捨てられていたってということが結構あるので。もし、どうしてもそこに復元できない場合は、資料館に持って帰ってくるとか、そういうことも含めて。道標ってあっという間になくなっちゃいますので、気を付けられた方がいいかなあと思います。

【呉林副会長】

今一基、資料館にありますよね。

それから寝屋川市との境に、門真市域にも引っかかる道路に道標がありましたが、今ないです。折れて放置されていたものが、今、寝屋川市の方にあります。

【事務局】

そうです。市域的には寝屋川市域でしたので。我々の所管ではなかったのですが、一応、所在は調べまして、現状は把握しております。これも緊急事態宣言が明けた暁には、調査に入らせていただくつもりではおりますので。

【呉林副会長】

まあ、寝屋川市とちょっと相談してね。

【櫻木委員】

せめて写真撮られてね、データベースみたいな感じにしておく必要あるのか

なあと。

【呉林副会長】

今、建っているものもなくなる恐れがありますね。道路工事とかで抜いてしまって、それっきりどっかいったりとかね、そんなんあり得ますもんね。そういうのはどうにかしていったらいいかなあと思います。

【笠井会長】

たとえば、道標が建っているところの所有者を必ず確認しておいて、「もし、これ壊すことがあったら市に言ってね」、みたいなこと声掛けしておくだけでも全然違うと思うので、大切なことと思います。道標も現地になかったら駄目です。資料館に持ってきたらあんまり意味がなくなってしまうのですが、それでも全くなくなってしまうよりは良いです。その辺よく考えていただいて、地域の人に、土地の所有者に理解してもらうのが大事かなあって思います。

それから先ほどから挙がっています普賢寺古墳の埴輪、人物埴輪ですけど非常に変わった形をしていまして、一般の盾持人とは違うので、是非これも指定にさせていただきたいなあと思います。また、この場で諮っていただければなあと思います。

ということで、全般的なことでもありますけども、これから委員の皆様方と指定に向けてやっていくのですが、指定というのはすぐに簡単にはいかなくて、候補があがって、調査をしていただいて、諮問にかけていただいて、そして審議会で通すという、そういう流れになっていますので、どうしても時間がかかってきたり、調査費用というのが掛かってきたりします。

そういうのも含めて市の方で予算措置をしていただかないといけませんので、毎年っていうのはなかなかちょっと大変だと思いますので、2年に1回くらいの割合で考古と民俗と文献と、そのほか「市内でこれはちょっと他市にはないよね」というものを含めて、2年に1回くらいのペースで進めていくのが、あんまり無理もないかなあという風に思っているのですが、スケジュールについていかがでしょうか。そんなもので良いでしょうか。

どうしても調査とかに時間が掛かったり、特に文献資料の場合は解説してもらったり、釈文を作ってもらうのに時間かかると思います。

先ほどの節句のぼりなんかは、できたらプロのカメラマンにきちんと撮っていただきたいです。今もうデジタルデータで資料が復元できるぐらいの精度の写真撮影とかも必要です。その物だけあったらいいわけじゃないので、その辺も含めてお願いします。

先ほど銅鐸の話をしましたけど、レプリカというのも大変、大事なことであり

ますので、そういうレプリカを作るとかですね、そういうことを含めて費用の方を市の方で、予算化していただきたいです。

盾持人も顔だけあるのですが、全体はないのですが、まあ全体は大体想像できるので、全体を作ってみると。顔だけ見ても分からないので、全体をレプリカとして復元して作ってみると、本来はこんなんでしたよということも大事だなと思うので、そういう形で市の方でも予算化をしていただいたらなあというように思います。

個人的なことですが、山口県の下関市に資料館がいっぱいあるので、4日間にわたって、市内の資料館を回りました。一日に2、3か所しか回れないのですが、それで全部調査したのですがね、個人的な趣味で。やっぱり同じ市の中でもきちんとやっておられる資料館と、あまり面白くない資料館とがあって。

是非行っていただきたいのが、「豊田ホテルの里ミュージアム」というのがあるのですが、これはもう素晴らしくて、テレビでもよく出ている資料館です。一人の学芸員の人が始めて、全く何もないところから始めて。ホテルの事は全て分かるし、昆虫、水中生物、そういうものも全部やっておられて。たった一人の学芸員ですけど、「こんなことができるか」というところまでやっておられるところがあります。

これは名前出しませんが、昔からそのままの資料館のところもあったり、同じ市の中でもそれくらい違いがあるのですが、そういうところを見ることが大切かなあと思うので、門真も文化財とは関係ないですけども、資料館の見直しというのを是非やっていただきたいと思いますね。昔からの同じ資料館は一回行ったら、もう二度と行かないというのが一般的な形になるので、資料館の見直しというのも是非予算化していただいて、したらどうかなって思うのですけどね。

文化財の指定については、先ほど言いましたけど、指定は大体隔年くらいでいかなあと思うのですけども。よろしいでしょうか。

【櫻木委員】

今年度は残念ながら申込みがなかった地域文化財ですけど、地域文化財について、事務局にお聞きしたいのですが、申請があって審議会で諮るという形ですか。

【事務局】

そうですね。基本的にはそれを想定しております。

【櫻木委員】

何とかこれを、地域文化財をやはり門真市の非常に大きな特徴だと思いますので、やはりその辺りは呉林副会長に頑張ってもらっていて、できるだけ毎年広げていきたいなど。

【笠井会長】

地域文化財は登録なのですか。

【事務局】

登録です。近隣でしたら吹田市も条例にうたわれておりますけども、登録の形をとっております。

【笠井会長】

地域文化財の候補はおありなのですか。

【事務局】

そうですね。申請制を取っていますので、今後、市民の方から登録希望が出てくるかなと思っております。

【笠井会長】

市民からの申請がなかったら駄目なのですか。

【事務局】

そうですね。申請していただくのが第一段階で、その後、登録と。こちらから指定してしまうと、指定文化財となってしまいますので。そこは条例上、そのようにうたっております。

【笠井会長】

建造物の登録文化財なども一応、所有者から登録申請になっていますが、やはり市がお膳立てして段取りして登録するようになっています。市民から声が上がってという形で地域文化財をあげるっていうのは、非常に特徴的ですよね。なかなかほかであんまりやってないと思いますので、是非、進めていただきたいです。

ほかに何かございますか。それでは最後にその他の案件で事務局からいかがでしょうか。

【事務局】

現在は特にございません。

【笠井会長】

それでは以上で本日の門真市文化財保護審議会を閉会したいと思います。皆さまご審議いただきありがとうございました。事務局よろしくお願いたします。

【事務局】

それでは事務局を代表いたしまして。委員の皆様方には本日はお忙しい中、そして足元の悪い中、第一回のこの審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございました。今後とも本市の文化財行政にご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いをいたします。本日誠にありがとうございました。

(終了 15:10)